

相良村自動販売機販売者募集要領

1. 目的

この要領は、相良村において設置した自動販売機（以下「自販機」という。）を利用し、飲食料品及び物販品を販売していただく販売者を公募するものです。

2. 貸付物件

合計 4 台

①冷蔵・常温自販機（小型タイプ） 1 台

③常温自販機 1 台

⑥冷凍自販機（大型タイプ） 1 台

⑦冷凍自販機（大型タイプ） 1 台

3. 貸付（設置）場所

相良村大字柳瀬平原地内

4. 貸付期間

貸付期間は、賃貸借契約日から当該年度末日までとします。

（販売者からの辞退等がなければ、自動で更新あり。）

5. 応募資格要件

- ・飲食料品に関しては、保健所からの許可を得ている商品に限ります。
- ・販売商品の形状によっては、販売できない物もあるため、規格等に注意して、応募すること。

6. 応募方法

（1）提出書類

応募申請書（様式1）の所定事項を記入押印のうえ、販売する商品の写真（パッケージのタテ×ヨコ×奥の長さを記入する）、保健所の許可書の写しの3点を、相良村役場企画商工課へご提出ください。

なお、販売予定業者を選定した時点で、その業者に「暴力団等の排除に関する契約書兼同意書」（様式2）の提出を求めます。

（2）応募受付締切 令和8年10月30日（金）17:00 まで

7. 販売業者の選定

- （1）相良村自動販売機検討部会で応募内容の審議をし、本村へ推薦するものとします。

(2) 本村で許可を受けた販売予定業者は本村と貸借契約を締結し、正式な販売者となります。

(3) 販売者を選定後、直ちにその旨を販売予定業者に通知します。

8. 販売予定業者の選定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、販売予定業者としての選定を取り消します。

(1) 指定する期日までに貸付申請の手続きを行わなかったとき

(2) 電気代の支払いが滞ったとき

(2) 提出書類に虚偽の記載があったとき

(3) 販売予定業者が応募者の資格を失ったとき

(4) 著しく社会的信用を損なう行為等により、販売業者としてふさわしくない
と本村が判断したとき

9. 販売業者が辞退した場合

販売業者が自動販売機での販売を辞退し、新たな販売業者を決める公募手続きを行う時間がなく緊急を要するときは、当該販売業者の次に高い評価を得た者を販売予定業者とし、新たな販売業者として決めることができるものとします。また、該当する販売予定業者がいなかった場合においては、再度募集することとします。